

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【欧州・自然災害】

○アイスランドの火山噴火は損害保険会社の経営に影響ない模様

4月に発生したアイスランドの火山噴火は、世界各国の損害保険会社の損益へはほとんど影響しない模様である。噴火から約2週間後の格付会社ムーディーズの発表では、保険金請求される種目は旅行保険くらいで中・大規模保険会社や業界全体には小さな影響でしかないとしている。また、ロイズのマネージングエージェントのアルジェンタ（Argenta）によれば、航空会社には大きな損害となっているが、そのほとんどは付保されていないか保険で担保しない損害であり、旅行保険の保険金支払についても保険会社は航空会社に求償可能ではないか、と見ている。

また欧州食品安全機関（The European Food Safety Authority：EFSA）によれば、6月上旬時点で入手できる情報によれば、この噴火による火山灰に含まれるフッ素化合物による飲料水、青果物、肉類、魚類、牛乳、飼料に対するEU域内の汚染は無視できる水準であり、人や動物の健康状態への食品・飼料を通じたリスクは低いとしている。

（Insurance Day 2010.5.7、2010.6.4 ほか）

【EU・規制・監督動向】

○ソルベンシーⅡが2013年に延期と第6回定量的影響度調査（QIS6）の検討

EU高官（Executive）によると、新しい資本要件ソルベンシーⅡの導入を2013年に遅らせる模様である。これは、ミシェル・バルニエ（Michel Barnier）EU金融サービス・コミッショナーが行ったブリュッセルでのスピーチ「通常の会計年度に適合した時期にソルベンシーⅡを開始することは価値がある」によるものである。ソルベンシーⅡは、2012年10月に実施が予定されていたが、2カ月の延期により、欧州の多くの保険会社が採用している2013年1月開始の会計年度に一致することになる。

また、欧州委員会の内部市場・サービス部門の責任者であるカレル・バン・ハル（Karel van Hulle）は、欧州委員会がマドリッドで開催したセミナーにて、ソルベンシーⅡ導入の準備である第5回定量的影響度調査（QIS5）が十分でない場合には、第6回定量的影響度調査（QIS6）も実施する可能性があることを示唆した。この場合でも、ソルベンシーⅡの更なる延期はないだろうとのことである。

（Reuters News 2010.5.4、Insurance Day 2010.6.9 ほか）

【イギリス・規制動向等】

○金融サービス法 2010 が国王の裁可を取得

2010 年 4 月 8 日に金融サービス法 2010 年が国王の裁可を得た。この法律は、英国金融サービス機構（FSA）の目的、権限、義務に対して大きな変更をもたらし、また、FSA と財務省、イギリス銀行との連携の方法をも変更するものである。新しく付与される権限については、規則を作成し、また、ポリシー・ステートメントを発出することが必要な事項もあることから、4 月 26 日にコンサルタント・ペーパーを発出し、6 月 25 日までに関係各位からの意見を求めている。新たに付与された主な権限と義務は次のとおりである。

- 財務省と協議して、FSA が金融安定戦略を決定し、検証する義務。
- 消費者に対する金融教育の新たな機関を設立する FSA の義務。今後はこの新しい機関が、現在 FSA が消費者教育について負っているすべての責任を負担することになる。
- 規制行為を FSA の承認を得ないで行っている個人・企業に罰金を課すとともに、その行為を差し止めする権限
- 消費者救済政策を策定する権限

（FSA ウェブサイトより）

【イギリス・市場動向等】

○英国保険協会が 2009 年の取引信用保険の損害状況を公表

英国保険協会の発表によれば、同国の取引信用保険は 22,791 件の保険金の支払いを行い、保険金総額は、前年の 1.64 億ポンドから 3.2 億ポンドとなり、95%増加した。この増加は、世界的な景気後退の継続と英国企業における流動性危機の影響が原因として反映されている。ただし、年間ベースでは記録的な保険金となったが、直近の第 4 四半期を見ると、特段に改善されており、保険事故の報告は前四半期に比べて 23%減少している。この結果は、第 4 四半期において、経済の各種分野における下降傾向が終了し、それに相応して企業の破綻が減少していることによるものである。

2010 年の見通しは、2009 年に比べて改善するものの、依然として不透明な部分が大きく、取引信用保険の保険会社が提供する予防・リスク管理サービスが重要な役割を果たすと、英国保険協会の役員はコメントしている。

（英国保険協会ウェブサイトほか）

【イギリス・ロイズ保険】

○ブリティッシュ・ペトロリアム（BP）保険事故に対するロイズの法的措置

世界有数の石油会社である英国のブリティッシュ・ペトロリアム（以下 BP）のメキシコ湾の海底油田において、4月20日に石油掘削装置が爆発し11名が死亡した。

BPはキャプティブを利用し外部の保険は利用していないが、石油掘削装置の所有者であるトランス・オーシャン社がロイズ・シンジケート等に保険を手配している。石油掘削装置自体の保険金額は5億6千万ドル程度であるが、これは損害の始まりに過ぎない。このほかに、石油流出による汚染や清掃費用などに巨額な被害が予想される。BPの最高経営責任者（CEO）であるトニー・ヘイワード（Tony Hayward）は「石油流出に関して全責任を負い、清掃に努める」と声明を発している。一方、トランス・オーシャン社は、BPとの契約上、同社は石油掘削装置に起因する汚染のみに責任があり、油田からの流出や汚染に関する費用には責任はないとのことである。

BPは、トランス・オーシャン社付保の保険契約によって7億ドルまでの保険金請求を行おうとしている。しかし、ロイズ・シンジケート等は、米国ヒューストンの裁判所に書類を提出し、BPの保険金請求を退けている。彼らは、同社の保険により石油掘削装置自体の損害のみを補償し、石油流出による汚染は対象外であると主張している。

(Business Insurance 2010.5.3、Dow Jones Newswires 2010.5.21、
The Times 2010.5.26 ほか)

【フランス・自然災害】

○ガイ・カーペンターがフランス本土における洪水リスクモデルを発表

近年では、気候変動に伴い自然災害リスクの分析は損害保険業界でも関心の高いテーマである。また、洪水被害は欧州における自然災害リスクの代表的な損害である。

こうした中、再保険ブローカーであるガイ・カーペンターは、フランス本土における新たな洪水リスクモデルを発表した。このモデルは、洪水リスク管理やモデリングを行うイギリスのJBAコンサルティングや、西欧、北米・中米、アジア数カ国について高解像度の立体地形データを作成する米国のインターマップテクノロジーズとの協力により完成したものである。

このモデルの特徴は、8万キロ以上に及ぶフランス国内の河川のネットワークをモデリングして作成した洪水ハザードマップや、河川流域における観測データから推定された4千もの確率論的事象を組み込んでいることなどである。このモデルを利用して、洪水の水位や復旧期間などを高精度で予想することが可能であり、都市部での河川防災対策に利用することも勘案されている。

近年の損害保険業界における自然災害リスク管理においては、保険業界のみならず、専門企業の知識・技術を利用した高度なモデルが不可欠となっている。

(ガイ・カーペンターウェブサイト、Insurance Day 2010.6.15 ほか)

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○ハノーバー・リーはフロリダ州の新しい担保設定規制が適用される最初の再保険者に

ハノーバー・リーは、すでにフロリダ州において財産保険やその他の保険種類の再保険を引き受けているが、今回のフロリダ州の保険監督室（Office of Insurance Regulation : OIR）と同社との合意により、同社は新しい州規制の下で、より低い担保設定条件で新たな再保険を引き受けることができる最初の再保険者となった。

フロリダ州知事諮問委員会は、2008 年 9 月、高い格付と財務的健全性を持つ外国籍の再保険者に対して、それぞれの会社の財務能力に応じて従来よりも低い担保設定を許可する規制改革を承認した。従来は、国内の再保険者は一切担保設定を行う必要が無かったのに対して、外国籍の再保険者は一般的に引受責任額に対する 100%の担保設定が求められており、外国籍の再保険者との間で軋轢が生じていた。新たな資本を呼び込む今回の保険規制の近代化は競争を促進すると同時にフロリダの保険市場にとってもプラスになる、またフロリダ州はこのコンセプトを取り入れた最初の州となる、とフロリダ州保険庁長官はコメントしている。

OIR によれば、現在、フロリダの財産保険に関する再保険のうち 90%以上は外国籍の再保険者によって提供されているとのことである。OIR のスポークスマンによれば、本件はハノーバー・リーに対してより多くのフロリダの再保険を引き受けることを後押しすることになるであろう、ただしハノーバー・リーがより多くの再保険を引き受ける保証はないが、と述べている。

（Best's Insurance News 2010.2.26 ほか）

【規制動向】

○ルイジアナで中国製ドライウォール住宅に関する保険解約禁止法案が可決

ルイジアナ州議会は 6 月 10 日、保険会社に対し中国製ドライウォール(石膏ボード)を使用した住宅であることを理由に、保有する火災保険契約を解約、あるいは更改しないことを禁止する法律の修正案を 95-0 の満場一致で可決した。保険料や免責金額の引上げについても禁止される。この法律に違反した場合、最高 15,000 ドルの罰金が保険会社に課せられ、解約(更改拒否)した契約は以前と同条件で復活(更改)しなければならない。

中国製ドライウォールはルイジアナ州南部でハリケーン「カトリーナ」による被害を受けて建て替えられた住宅に多く使用され、硫黄、メタンガス、その他化合物を発して住宅や住人の健康に被害をもたらしている。

本法律の有効期間は 2013 年 7 月 1 日までであり、企業物件は対象外。

(注) 中国製ドライウォールを使用して建てられた家の住人には目や喉のかゆみ・痛み、鼻血・鼻水、喘息症状などの健康被害が発生している。

(The Times Picayune 2010.6.11、Associated Press Newswires 2010.6.16 ほか)

【規制動向】

○財務省がテロリスク保険について意見を収集

財務省は長期的に見たテロリスク保険の有用性と経済性について意見を集めている。テロリスクに関する保険法は 9.11 事件後の 2002 年に制定、2007 年に改正され 2014 年までが有効期間になっている。

今般、財務省が議長を務める大統領直轄の金融市場ワーキンググループにおいて、長期的な視点での最新の分析が必要、として 32 の設問を用意し意見を求めている。

このワーキンググループは財務省のほか、連邦準備制度理事会・証券取引委員会・商品先物取引委員会の各代表で構成され、NAIC(全米保険庁長官会議)・保険業界・証券業界・保険契約者の各代表と協議して分析を行い、45 日以内に意見を取りまとめレポートを提出することになっている。

今年始め、オバマ政権は 2011 年度の予算計画で 2.5 億ドルもの保険助成金の削減を示しており、保険業界は免責金額や自己負担額の増加を招くとして大反対している。

(NU online news service 2010.6.14、Best's Insurance News 2010.6.15)

【市場動向】

○ステートファームがカリフォルニア州初となる実走行距離連動型自動車保険を申請

ステートファームは、実走行距離連動型自動車保険 (Pay - As - You - Drive : PAYD) をカリフォルニア州で初めて申請した。この自動車保険は、従来の推定走行距離の代わりに、実走行距離に基づいて保険料が課金されるものである。保険会社側は、PAYD においては、保険会社が走行距離やその他の運転習慣に関するデータを収集することによってより適正な保険料を設定することができ、さらに顧客に自動車の利用を少なくするよう動機づけることで消費される燃料を減らす効果が期待できると主張し、州保険庁はそのコンセプトを昨年 10 月に認可した。

カリフォルニア州保険庁長官は、走行距離が短いほど大きな保険料の割引を受けられるのは当然のことであり、他の保険会社も追随することを望むとコメントしている。また、承認待ちの PAYD は 9 月にも入手できるようになるかも知れないと、330 万件の自動車保険契約を保有するステートファームのスポークスマンは述べている。

(Best's Insurance News 2010.5.24 ほか)

【市場動向】

○メキシコ湾原油流出事故により、米国油濁法の損害賠償上限額引上げの可能性

米国ルイジアナ州のメキシコ湾沖合で操業していた石油採掘施設「ディープウォーター・ホライズン」の採掘パイプが折れて4月20日以降、海底油田から大量の原油がメキシコ湾へ流出している事故およびそれに付随する環境汚染に関する保険損害は、14億ドルから35億ドル程度と予想されている。この海底油田を所有しているイギリスのBP社は、同社のキャプティブ保険会社であるジュピター・インシュアランス社から、損害額のうち7億ドルを回収する見込みであるが、同社がキャプティブ保険の手配をせずにその部分についても賠償保険を付保していたら、保険損害額はさらに増大していたであろうとムーディーズ関係者は述べている。

この米国市場最悪の油濁事故により、再保険者はオフショア・エナジー関連保険の保険料を50%程度引き上げる予定である。

米国の法律(1990年米国油濁法)では、原油流出事故の賠償限度額を1件当たり7,500万ドルと定めており、この限度額を超えた部分の損害は、石油流出賠償責任信託基金が支払うこととなっているが、今回の事故が引き金となり、米国上院議会において賠償限度額の引き上げが検討されている。

(Business Insurance 2010.5.10、Insurance Journal 2010.6.3 ほか)

【市場動向】

○米国の電損害クレームが2006年から61%増加

全米保険犯罪局の発表によると、保険会社に保険事故として届出のあった電損害の件数は、2006年の256,000件から61%増加し、2009年は413,000件であった。

同局によると、上記届出のあったクレームのうち、明らかに保険金詐欺と思われるものは、2006年の301件から2009年は136%増加し711件となった。

州別にみると、テキサス州が、電損害クレーム数および電損害クレームのうち保険金詐欺と思われるものの両方で件数が最も多く、2009年は電損害クレームが298,798件、電損害クレームのうち保険金詐欺と思われるものが521件あった。また、保険金詐欺率でみると、イリノイ州は届出のあったクレームの88%が保険金詐欺と思われるものであり、全米で最も高い率であった。

(Insurance Journal 2010.6.3 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【アジア・M&A】

○ブルーデンシャル（英国）が AIA（AIG のアジア生保子会社）の買収を撤回

2010 年 6 月 2 日、英国のブルーデンシャルは、米国アメリカン・インターナショナル・グループ（以下「AIG」）のアジア生保子会社であるアメリカン・インターナショナル・アシュアランス（以下「AIA」）の買収合意の撤回を明らかにした。

ブルーデンシャルは 2010 年 3 月、AIG との間で AIA を 355 億ドルで買収することに合意し、この買収によりアジア首位の生命保険会社となり、国別にみると少なくとも 7 カ国・地域（香港、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム）で首位となる予定だった。

しかし、ブルーデンシャルは、主要株主から買収価格が高過ぎるとの指摘を受け、買収価格の 51 億ドル引下げを目指して AIG と交渉していたが、実現に至らなかった。買収合意の破棄に伴い、ブルーデンシャルには、違約金 1 億 5,300 万ポンドを含め、約 4 億 5,000 万ポンドの費用が生じるとされている。

米国財務省関係者によると、AIG は連邦政府への返済資金調達のため、ブルーデンシャルへの売却の代替手段として、AIA の香港での新規株式公開（IPO）を実施する可能性があるといわれている。AIG はもともと 2009 年 5 月に、公的資金返済のため AIA のアジアの株式市場への上場を目指すことを発表していた。

（Financial Times 2010.6.3 ほか）

【韓国・市場動向】

○韓国のサムスン生命保険が新規株式公開（IPO）を実施し約 4 兆 9 千億ウォンを調達

2010 年 5 月 12 日、韓国のサムスン生命保険（Samsung Life Insurance Co.）が、韓国で過去最大規模の新規株式公開（IPO）を実施し、約 4 兆 9,000 億ウォン（約 44 億ドル）を調達した。売り出し価格が 11 万ウォンだったのに対し、同社の初値は 8.6% 高い 11 万 9,500 ウォンとなり、ギリシャの債務危機をめぐる金融市場の混乱にもかかわらず、堅調なデビューを飾ったと見られている。

サムスン生命保険は、韓国最大の生命保険会社であり、サムスン（三星）グループの主要会社のひとつである。韓国の生命保険会社では、2009 年に上場した東洋生命保険、2010 年 3 月に上場した生命保険 2 位の大韓生命保険に続く上場であり、約 4 兆 9,000 億ウォンの調達規模は、大韓生命保険の約 1 兆 8,000 億ウォンをはるかに上回るものとなった。また、サムスン生命保険の時価総額は、約 22 兆ウォン（約 1 兆 8,670 億円）と第一生命保険の約 1 兆 6,000 億円を上回るものとなった。

（Wall Street Journal 2010.5.12 ほか）

【韓国・市場動向】

○2009 年度の業績は、損保、生保ともほぼ金融危機前の水準に改善

韓国金融監督院（FSS）は、5 月、2009 年度の損害保険業界および生命保険業界の主要業績数字を公表したが、ほぼ金融危機前の水準に回復した。

損害保険業界の 2009 年度の収入保険料は、長期医療保険など長期保険の増収（24.5% 増）等により、前年比 16.6% 増、43 兆 100 億ウォン（約 3 兆 1,350 億円）となった。当期利益は、金融危機前の 1 兆 6,800 億ウォンには及ばなかったが、前年比 21.0% 増の 1 兆 5,900 億ウォンとなった。また、ソルベンシーマージン比率は 305.2% で、株式資本の増加により、30.0% 上昇した。なお、全損害保険会社 30 社中、利益を計上したのは 18 社であった。

一方、生命保険業界の 2009 年度の収入保険料は、退職年金および個人年金の増収等により、前年比 4.9% 増の 77 兆 1,500 億ウォンとなった。当期利益は、投資収益の拡大により、2 兆 5,200 億ウォンとなり、前年比 342.0% の大幅増益を記録し、金融危機前の 2 兆 1,000 億ウォンを上回った。また、ソルベンシーマージン比率は 271.1% で、当期利益の増益によって 56.8% 上昇した。なお、全生命保険会社 22 社中 19 社が利益を計上した。

（FSS Newsletter 2010.5）

【韓国・市場動向】

○金融監督院、2009 年度の金融機関の顧客支援評価結果を公表、損保は苦情増で低下

韓国金融監督院（FSS）は、5 月、2009 年度の金融機関の顧客支援体制の格付評価の結果を公表し、対象となった保険会社の多くで、格付が低下した。

本評価は、FSS によって 2002 年度から開始され、金融機関による顧客の苦情防止の主体的努力を促すとともに、消費者の金融サービスの選択に必要な情報を提供することを目的としている。2009 年度の格付評価は、銀行、カード会社、生命保険会社、損害保険会社および証券会社 119 社を対象に調査が行われ、73 社の評価結果が公表された。格付の内容は、苦情に関係する取引の金額、金融機関の苦情解決の努力の状況および事業規模などを考慮して、1（最もよい）から 5 までの 5 段階で評価される。

2009 年度の結果は、損害保険会社では 13 社の結果が公表され、格付 1 は該当なし、格付 2 は 3 社、格付 3 は 6 社、格付 4 は該当なし、最低ランクの格付 5 は 4 社となり、保険金支払いの苦情が 36.2% 増加したこと等により、ほとんどの会社で格付が低下した。

また、生命保険会社 19 社の結果では、格付 2 が 5 社、格付 3 が 5 社、格付 4 が 1 社、格付 5 が 8 社で最も多く、販売に関する苦情が 45.7% 増加したこと、保有契約が 3.3% 減少したこと等により、損害保険会社と同様に、ほとんどの会社で格付が低下した。

（FSS Newsletter 2010.5）